

全国の弁護士会から“速記録”を求める声

◆日本弁護士連合会(※)	1997年2月21日	録音反訳方式導入と速記官養成廃止に関する最終意見書
◆埼玉弁護士会(※)	1996年11月25日	速記官による速記録制度維持充実拡充のための会長声明
◆奈良弁護士会(※)	2001年2月10日	「裁判所速記官の養成再開」を求め、「奈良地方裁判所における速記官の減員」に反対する申入書
◆静岡県弁護士会	2001年5月31日	速記官養成再開に関する決議
◆栃木県弁護士会	2008年9月24日	裁判所速記官制度に関する意見書
◆大分県弁護士会(※)	2008年12月9日	裁判員裁判において裁判所速記官による逐語録作成を求める会長声明
◆大阪弁護士会(※)	2009年2月10日	速記官の養成再開と暫定的措置の検討を求める要請書
◆和歌山弁護士会	2011年6月23日	裁判所速記官の養成再開を求める会長声明
◆兵庫県弁護士会	2012年2月21日	裁判所速記官の養成再開を求める総会決議
◆宮崎県弁護士会	2013年1月22日	裁判所速記官の養成再開を求める会長声明
◆東京弁護士会	2013年3月21日	裁判所速記官に関する意見書
◆秋田弁護士会	2013年12月19日	裁判所速記官の養成再開を求める声明
◆滋賀弁護士会	2014年1月27日	裁判所速記官の活用及び養成再開を求める会長声明
◆京都弁護士会	2014年2月18日	裁判所速記官の活用及び養成再開を求める会長声明
◆近畿弁護士会連合会	2014年7月24日	裁判所速記官の養成再開及び活用を求める理事長声明
◆釧路弁護士会	2014年11月5日	裁判所速記官の養成再開と適正な配置を求める会長声明
◆関東弁護士会連合会	2014年12月19日	裁判所速記官の養成再開を求める理事長声明

(※) 印は、声明等を複数回発出している弁護士会

弁護士会の声

「裁判所速記官の養成再開及び活用を求める理事長声明」(抜粋)

「裁判所速記官による速記録は、コンピューターを組み込んだ速記機械と『はやとくん』という反訳ソフトにより、尋問を直ちに文字化して画面上に表示することが可能なまでに進歩している。これにより、尋問を実施したその日のうちに、文字化された証言・供述調書を作成することが可能となっている。文字化された逐語録調書は裁判員にも閲覧が容易であり、一覧性も高く、正確に再現された証言・供述調書を元に、適正・公正な審理や評議が期待できる。

しかも、ビデオとコンピューターの音声認識では、発言が重なったり、不明瞭な発音のために、証言・供述内容が理解できない場合がありうるが、裁判所速記官による速記録の場合には、裁判所速記官が尋問に立ち会ってその場で証言・供述を確認できる(中略)。

連日的開廷に対応しなければならない訴訟当事者にとっても、証言・供述の内容をその日のうちに文字化した調書で確認できれば、次の訴訟準備のために非常に有益である。

したがって、裁判員裁判における尋問の際には速記官を活用し、訴訟関係者が即時に速記録を閲覧等できるようにするべきである。」

2014年(平成26年)7月24日・近畿弁護士会連合会